

## 4 税率に関する調

税目	課税標準	税 率		納 期	
		令和4年度	令和5年度		
県 民 税	1. 個人				
	(1) 均等割	(ながさき森林環境税及び東日本大震災復興関連臨時特例を含む) 2,000円	同	左	普通徴収分
	(2) 所得割 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	一律 4%	同	左	6月、8月、10月、1月 特別徴収分 毎月6月～5月
	(3) 利子割	支払を受ける利子等 5%	同	左	特別徴収 翌月10日
	(4) 配当割	上場株式等の配当等 5%	同	左	特別徴収 翌月10日
	(5) 株式等譲渡所得割	上場株式等の譲渡益 5%	同	左	特別徴収 翌年1月10日
	2. 法人				
	(1) 均等割 資本金等の額 (保険業法に規定する相互会社にあっては純資産として政令で定めるところにより算定した金額)	50億円を超える法人 840,000円 10億円を超え50億円以下の法人 567,000円 1億円を超え10億円以下の法人 136,500円 1,000万円を超え1億円以下の法人 52,500円 その他の法人 ※ながさき森林環境税 (標準税率×5%)を含む 21,000円	同	左	公共法人等及び法人でない社団又は財団(均等割のみ課税法人) 4月30日 その他の法人 事業税(法人分)に同じ
	(2) 法人税割	[平成26年10月1日以後に始まる事業年度分からは次の税率] 4.0%	[平成26年10月1日以後に始まる事業年度分からは次の税率]		
	法人税額	(中小法人で法人税額が年1,000万円以下の場合 3.2%) [令和元年10月1日以後に始まる事業年度分からは次の税率] 1.8% (中小法人で法人税額が年1,000万円以下の場合 1.0%)	同	左	
事 業 税	1. 個人 事業の所得	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% ただし、 第3種事業のうち あん摩、マッサージ又は 指圧、はり、きゅう、柔 道整復その他の医業に類 する事業及び装蹄師業 3%	同	左	第1期 8月15日～8月31日 第2期 11月15日～11月30日
	2. 法人				
	収入金額	[平成27年4月1日以降に始まる事業年度分からは次の税率] 電気・ガス供給業、 生命・損害保険事業 0.9%	同	左	確定申告納付 事業年度終了の日から2月以内
	所得	その他の事業 <普通法人> 400万円以下の金額 3.4% 400万円超800万円 以下の金額 5.1% 800万円超の金額 6.7% 軽減税率不適用法人 6.7%	同	左	中間申告納付 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内 清算法人 ア 清算中に事業年度が終了した場合は事業年度終了の日から2月以内 イ 残余財産の一部を分配する場合は分配のつどその日の前日まで ウ 残余財産が確定した場合はその確定した日から1月以内
	[外形標準課税]	<資本金1億円超普通法人> 400万円以下の金額 1.6% 400万円超800万円 以下の金額 2.3% 800万円超の金額 3.1% 軽減税率不適用法人 3.1%	同	左	
	付加価値割	付加価値額 0.72%			
	資本割	資本金等の金額 0.3%			
		(注)平成22年10月1日以後解散した法人については清算所得課税は廃止され所得課税となるため、通常の所得に対する税率が適用される。			

## 4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期
		令和4年度	令和5年度	
事業税	収入金額	〔平成28年4月1日以降に始まる事業年度分からは次の税率〕		確定申告納付 事業年度終了の日から2月以内
		電気・ガス供給業、 生命・損害保険事業	0.9%	
	所得	〔平成28年4月1日以降に始まる事業年度分からは次の税率〕		中間申告納付 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内
		その他の事業 <普通法人> 400万円以下の金額	3.4%	
	[外形標準課税]	400万円超800万円	5.1%	清算法人 ア 清算中に事業年度が終了した場合は事業年度終了の日から2月以内  イ 残余財産の一部を分配する場合は分配のつどその日の前日まで  ウ 残余財産が確定した場合はその確定した日から1月以内
		以下の金額	6.7%	
		800万円超の金額	6.7%	
		軽減税率不適用法人	6.7%	
		<特別法人> 400万円以下の金額	3.4%	
		400万円超の金額	4.6%	
		軽減税率不適用法人	4.6%	
		<資本金1億円超普通法人> 400万円以下の金額	0.3%	
400万円超800万円		0.5%		
以下の金額		0.7%		
800万円超の金額	0.7%			
軽減税率不適用法人	0.7%			
付加価値割	付加価値額	1.20%		
資本割	資本金等の金額	0.5%		
(注)平成22年10月1日以後解散した法人については清算所得課税は廃止され所得課税となるため、通常の所得に対する税率が適用される。				
業税	収入金額	〔令和元年10月1日以降に始まる事業年度分からは次の税率〕		確定申告納付 事業年度終了の日から2月以内
		電気・ガス供給業(注)、 生命・損害保険事業	1.0%	
	所得	〔令和元年10月1日以降に始まる事業年度分からは次の税率〕		中間申告納付 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内
		その他の事業 (注:ガス供給業一部事業を含む) <普通法人> 400万円以下の金額	3.5%	
	[外形標準課税]	400万円超800万円	5.3%	清算法人 ア 清算中に事業年度が終了した場合は事業年度終了の日から2月以内  イ 残余財産の一部を分配する場合は分配のつどその日の前日まで  ウ 残余財産が確定した場合はその確定した日から1月以内
		以下の金額	7.0%	
		800万円超の金額	7.0%	
		軽減税率不適用法人	7.0%	
		<特別法人> 400万円以下の金額	3.5%	
		400万円超の金額	4.9%	
		軽減税率不適用法人	4.9%	
		<資本金1億円超普通法人> 400万円以下の金額	0.4%	
400万円超800万円		0.7%		
以下の金額		1.0%		
800万円超の金額	1.0%			
軽減税率不適用法人	1.0%			
付加価値割	付加価値額	1.20%		
資本割	資本金等の金額	0.5%		
(注)平成22年10月1日以後解散した法人については清算所得課税は廃止され所得課税となるため、通常の所得に対する税率が適用される。				

## 4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期	
		令和4年度	令和5年度		
事業	収入金額	〔令和2年4月1日以降に始まる事業年度分からは次の税率〕		確定申告納付 事業年度終了の日から2月以内	
		電気・ガス供給業（注）、 生命・損害保険事業	1.0%		同 左
	所得	その他の事業 （注：ガス供給業一部事業を含む） ＜普通法人＞		同 左	中間申告納付 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内
		400万円以下の金額	3.5%	清算法人 ア 清算中に事業年度が終了した場合は事業年度終了の日から2月以内  イ 残余財産の一部を分配する場合は分配のつどその日の前日まで  ウ 残余財産が確定した場合はその確定した日から1月以内	
		400万円超800万円	5.3%		
		800万円超の金額	7.0%		
		軽減税率不適用法人	7.0%		
		＜特別法人＞			同 左
		400万円以下の金額	3.5%		
		400万円超の金額	4.9%		
		軽減税率不適用法人	4.9%		
		＜資本金1億円超普通法人＞			同 左
	400万円以下の金額	0.4%			
	400万円超800万円	0.7%			
	800万円超の金額	1.0%			
軽減税率不適用法人	1.0%				
付加価値割 資本割	付加価値額	1.20%	同 左		
	資本金等の金額	0.5%			
収入割 所得割	（注）電気供給業の一部事業法人 ＜普通法人・特別法人＞		同 左		
	収入金額	0.75%	同 左		
所得金額	1.85%				
収入割 付加価値割 資本割	＜資本金1億円超普通法人＞		同 左		
	収入金額	0.75%			
付加価値額	0.37%				
資本金等の金額	0.15%				
業	収入金額	〔令和4年4月1日以降に始まる事業年度分からは次の税率〕		確定申告納付 事業年度終了の日から2月以内	
		電気・ガス供給業（注）、 生命・損害保険事業	1.0%		同 左
	所得	その他の事業 （注：ガス供給業一部事業を含む） ＜普通法人＞		同 左	中間申告納付 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内
		400万円以下の金額	3.5%	清算法人 ア 清算中に事業年度が終了した場合は事業年度終了の日から2月以内  イ 残余財産の一部を分配する場合は分配のつどその日の前日まで  ウ 残余財産が確定した場合はその確定した日から1月以内	
		400万円超800万円	5.3%		
		800万円超の金額	7.0%		
		軽減税率不適用法人	7.0%		
		＜特別法人＞			同 左
		400万円以下の金額	3.5%		
		400万円超の金額	4.9%		
		軽減税率不適用法人	4.9%		
		＜資本金1億円超普通法人＞			同 左
	所得金額	1.0%			
	付加価値額	1.20%			
	資本金等の金額	0.5%			
収入割 所得割	（注）電気供給業の一部事業法人 ＜普通法人・特別法人＞		同 左		
	収入金額	0.75%	同 左		
所得金額	1.85%				
収入割 付加価値割 資本割	＜資本金1億円超普通法人＞		同 左		
	収入金額	0.75%			
付加価値額	0.37%				
資本金等の金額	0.15%				
収入割 付加価値割 資本割	（注）特定ガス供給業を行う法人		同 左		
	収入金額	0.48%			
付加価値額	0.77%				
資本金等の金額	0.32%				

## 4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期
		令和4年度	令和5年度	
地方消費税	消費税額	78分の22		消費税（国税）に同じ
不動産取得税	取得した不動産の価格	住宅以外の家屋 土地・住宅	4.0% 3.0%	納税通知書に定める日
県たばこ税	売渡し等本数	1,000本につき H30.10.1から R02.10.1から R03.10.1から  旧3級品1,000本につき R01.10.1から R02.10.1から R03.10.1から	930円 1,000円 1,070円  930円 1,000円 1,070円	当月分を翌月末日  特例税率を段階的に廃止
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の1人1日の利用行為	ゴルフ場（1人1日につき） 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級	1,200円 1,150円 1,000円 900円 800円 650円 500円 400円 350円	当月分を翌月15日
自動車税 環境性能割	自動車の取得価格	営業用 燃費性能基準達成度 等に応じて  自家用 燃費性能基準達成度 等に応じて  ※令和元年10月1日新設	0.5% 1% 2%  1% 2% 3%	新規登録又は使用届出の時  移転があった日から15日を経過する日（その日前に登録を受けたときは登録の時）  自動車検査証又は軽自動車届出済証の記載事項の変更があった日から15日を経過する日（その日前に検査証又は届出済証の記入を受けたときは記入の時）

## 4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期	
		令和4年度	令和5年度		
自動車 (課税客体)	自動車 (課税客体)	1. 乗用車		1. 乗用車	
		(総排気量)		同 左	
		1リットル以下			
		営業用	本則	7,500円	
			15%重課	8,600円	
			50%軽課	4,000円	
			75%軽課	2,000円	
		自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車	25,000円	
			50%軽課	12,500円	
			75%軽課	6,500円	
			R1.9.30以前 初回新規登録車	29,500円	
			15%重課	33,900円	
	50%軽課	15,000円			
	75%軽課	7,500円			
1リットルを超え1.5リットル以下					
営業用	本則	8,500円			
	15%重課	9,700円			
	50%軽課	4,500円			
	75%軽課	2,500円			
自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車	30,500円			
	50%軽課	15,500円			
	75%軽課	8,000円			
	R1.9.30以前 初回新規登録車	34,500円			
	15%重課	39,600円			
	50%軽課	17,500円			
	75%軽課	9,000円			
1.5リットルを超え2リットル以下					
営業用	本則	9,500円			
	15%重課	10,900円			
	50%軽課	5,000円			
	75%軽課	2,500円			
自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車	36,000円			
	50%軽課	18,000円			
	75%軽課	9,000円			
	R1.9.30以前 初回新規登録車	39,500円			
	15%重課	45,400円			
	50%軽課	20,000円			
	75%軽課	10,000円			
2リットルを超え2.5リットル以下					
営業用	本則	13,800円			
	15%重課	15,800円			
	50%軽課	7,000円			
	75%軽課	3,500円			
自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車	43,500円			
	50%軽課	22,000円			
	75%軽課	11,000円			
	R1.9.30以前 初回新規登録車	45,000円			
	15%重課	51,700円			
	50%軽課	22,500円			
	75%軽課	11,500円			
2.5リットルを超え3リットル以下					
営業用	本則	15,700円			
	15%重課	18,000円			
	50%軽課	8,000円			
	75%軽課	4,000円			
自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車	50,000円			
	50%軽課	25,000円			
	75%軽課	12,500円			
	R1.9.30以前 初回新規登録車	51,000円			
	15%重課	58,600円			
	50%軽課	25,500円			
	75%軽課	13,000円			

5月15日～5月31日

## 4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期	
		令和4年度	令和5年度		
自動車 (課税客体)	自動車 (課税客体)	3リットルを超え3.5リットル以下		同 左	
		営業用	本則		17,900円
			15%重課		20,500円
			50%軽課		9,000円
			75%軽課		4,500円
		自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車		57,000円
			50%軽課		28,500円
			75%軽課		14,500円
			R1.9.30以前 初回新規登録車		58,000円
			15%重課		66,700円
			50%軽課		29,000円
			75%軽課		14,500円
3.5リットルを超え4リットル以下					
営業用	本則	20,500円			
	15%重課	23,500円			
	50%軽課	10,500円			
	75%軽課	5,500円			
自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車	65,500円			
	50%軽課	33,000円			
	75%軽課	16,500円			
	R1.9.30以前 初回新規登録車	66,500円			
	15%重課	76,400円			
	50%軽課	33,500円			
	75%軽課	17,000円			
4リットルを超え4.5リットル以下					
営業用	本則	23,600円			
	15%重課	27,100円			
	50%軽課	12,000円			
	75%軽課	6,000円			
自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車	75,500円			
	50%軽課	38,000円			
	75%軽課	19,000円			
	R1.9.30以前 初回新規登録車	76,500円			
	15%重課	87,900円			
	50%軽課	38,500円			
	75%軽課	19,500円			
4.5リットルを超え6リットル以下					
営業用	本則	27,200円			
	15%重課	31,200円			
	50%軽課	14,000円			
	75%軽課	7,000円			
自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車	87,000円			
	50%軽課	43,500円			
	75%軽課	22,000円			
	R1.9.30以前 初回新規登録車	88,000円			
	15%重課	101,200円			
	50%軽課	44,000円			
	75%軽課	22,000円			
6リットルを超えるもの					
営業用	本則	40,700円			
	15%重課	46,800円			
	50%軽課	20,500円			
	75%軽課	10,500円			
自家用	R1.10.1以降 初回新規登録車	110,000円			
	50%軽課	55,000円			
	75%軽課	27,500円			
	R1.9.30以前 初回新規登録車	111,000円			
	15%重課	127,600円			
	50%軽課	55,500円			
	75%軽課	28,000円			

5月15日～5月31日

(注) ローター・エンジン車にあつては、この表中「総排気量」を「単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じて得た数値」とする。

### 4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期		
		令和4年度	令和5年度			
自動車 (課税客体)	2. トラック (1) 普通トラック (最大積載量)	2. トラック		5月15日～5月31日		
		同 左				
		1トン以下	営業用		本則	6,500円
					10%重課	7,100円
					50%軽課	3,500円
					75%軽課	2,000円
		1トン超2トン以下	営業用		本則	9,000円
					10%重課	9,900円
					50%軽課	4,500円
					75%軽課	2,500円
		1トン超2トン以下	自家用		本則	8,000円
					10%重課	8,800円
					50%軽課	4,000円
					75%軽課	2,000円
		2トン超3トン以下	営業用		本則	11,500円
					10%重課	12,600円
50%軽課	6,000円					
75%軽課	3,000円					
2トン超3トン以下	自家用	本則	12,000円			
		10%重課	13,200円			
		50%軽課	6,000円			
		75%軽課	3,000円			
2トン超3トン以下	自家用	本則	16,000円			
		10%重課	17,600円			
		50%軽課	8,000円			
		75%軽課	4,000円			
3トン超4トン以下	営業用	本則	15,000円			
		10%重課	16,500円			
		50%軽課	7,500円			
		75%軽課	4,000円			
3トン超4トン以下	自家用	本則	20,500円			
		10%重課	22,500円			
		50%軽課	10,500円			
		75%軽課	5,500円			
4トン超5トン以下	営業用	本則	18,500円			
		10%重課	20,300円			
		50%軽課	9,500円			
		75%軽課	5,000円			
4トン超5トン以下	自家用	本則	25,500円			
		10%重課	28,000円			
		50%軽課	13,000円			
		75%軽課	6,500円			
5トン超6トン以下	営業用	本則	22,000円			
		10%重課	24,200円			
		50%軽課	11,000円			
		75%軽課	5,500円			
5トン超6トン以下	自家用	本則	30,000円			
		10%重課	33,000円			
		50%軽課	15,000円			
		75%軽課	7,500円			
6トン超7トン以下	営業用	本則	25,500円			
		10%重課	28,000円			
		50%軽課	13,000円			
		75%軽課	6,500円			
6トン超7トン以下	自家用	本則	35,000円			
		10%重課	38,500円			
		50%軽課	17,500円			
		75%軽課	9,000円			
7トン超8トン以下	営業用	本則	29,500円			
		10%重課	32,400円			
		50%軽課	15,000円			
		75%軽課	7,500円			
7トン超8トン以下	自家用	本則	40,500円			
		10%重課	44,500円			
		50%軽課	20,500円			
		75%軽課	10,500円			

### 4 税率に関する調

税目	課税標準	税 率		納 期
		令和4年度	令和5年度	
自動車 (課税客体)	8トン超	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 29,500円</li> <li>10%重課 32,400円</li> <li>50%軽課 15,000円</li> <li>75%軽課 7,500円</li> </ul>	同 左	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 40,500円</li> <li>10%重課 44,500円</li> <li>50%軽課 20,500円</li> <li>75%軽課 10,500円</li> </ul>		
自 動 車	に8トンを超える部分に対して	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 4,700円</li> <li>10%重課 5,100円</li> <li>50%軽課 2,400円</li> <li>75%軽課 1,200円</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 6,300円</li> <li>10%重課 6,900円</li> <li>50%軽課 3,200円</li> <li>75%軽課 1,600円</li> </ul>		
税 種	(2) けん引車 ア 小型自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 7,500円</li> <li>10%重課 8,200円</li> <li>50%軽課 4,000円</li> <li>75%軽課 2,000円</li> </ul>		5月15日～5月31日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 10,200円</li> <li>10%重課 11,200円</li> <li>50%軽課 5,500円</li> <li>75%軽課 3,000円</li> </ul>		
別 割	イ 普通自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 15,100円</li> <li>10%重課 16,600円</li> <li>50%軽課 8,000円</li> <li>75%軽課 4,000円</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 20,600円</li> <li>10%重課 22,600円</li> <li>50%軽課 10,500円</li> <li>75%軽課 5,500円</li> </ul>		
割	(3) 被けん引車 ア 小型自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業用 3,900円</li> <li>家用 5,300円</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 普通自動車 最大積載量8トン以下</li> <li>営業用 7,500円</li> <li>家用 10,200円</li> <li>最大積載量8トン超</li> <li>営業用 7,500円</li> <li>家用 10,200円</li> </ul>		
割	に8トンを超える部分に対して	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業用 3,800円</li> <li>家用 5,100円</li> </ul>		
		を1トンまでごとに加算した額		
割	3. 3輪の小型自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 4,500円</li> <li>15%重課 5,100円</li> <li>50%軽課 2,500円</li> <li>75%軽課 1,500円</li> </ul>	同 左	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 6,000円</li> <li>15%重課 6,900円</li> <li>50%軽課 3,000円</li> <li>75%軽課 1,500円</li> </ul>		
<p>(注) ローター・エンジン車にあつては、この表中「総排気量」を「単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じて得た数値」とする。</p>				



### 4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期
		令和4年度	令和5年度	
自動車 (課税客体)		4. バス(乗車定員)	4. バス(乗車定員)	5月15日～5月31日
		(1) 営業用	同 左	
自		ア 一般乗合用		
		30人以下	本則 12,000円 50%軽課 6,000円 75%軽課 3,000円	
動		30人超	本則 14,500円 50%軽課 7,500円 75%軽課 4,000円	
		40人以下	本則 17,500円 50%軽課 9,000円 75%軽課 4,500円	
車		40人超	本則 20,000円 50%軽課 10,000円 75%軽課 5,000円	
		50人以下	本則 22,500円 50%軽課 11,500円 75%軽課 6,000円	
税		50人超	本則 25,500円 50%軽課 13,000円 75%軽課 6,500円	
		60人以下	本則 29,000円 50%軽課 14,500円 75%軽課 7,500円	
種		イ その他		
		30人以下	本則 26,500円 10%重課 29,100円 50%軽課 13,500円 75%軽課 7,000円	
別		30人超	本則 32,000円 10%重課 35,200円 50%軽課 16,000円 75%軽課 8,000円	
		40人以下	本則 38,000円 10%重課 41,800円 50%軽課 19,000円 75%軽課 9,500円	
割		40人超	本則 44,000円 10%重課 48,400円 50%軽課 22,000円 75%軽課 11,000円	
		50人以下	本則 50,500円 10%重課 55,500円 50%軽課 25,500円 75%軽課 13,000円	
		60人超	本則 57,000円 10%重課 62,700円 50%軽課 28,500円 75%軽課 14,500円	
		70人以下	本則 64,000円 10%重課 70,400円 50%軽課 32,000円 75%軽課 16,000円	
		(2) 自家用		
		ア スクールバス		
		30人以下	本則 12,000円 10%重課 13,200円 50%軽課 6,000円 75%軽課 3,000円	
		30人超	本則 14,500円 10%重課 15,900円 50%軽課 7,500円 75%軽課 4,000円	
		40人以下	本則 17,500円 10%重課 19,200円 50%軽課 9,000円 75%軽課 4,500円	
		40人超	本則 20,000円 10%重課 22,000円 50%軽課 10,000円 75%軽課 5,000円	
		50人以下	本則 20,000円 10%重課 22,000円 50%軽課 10,000円 75%軽課 5,000円	
		50人超	本則 20,000円 10%重課 22,000円 50%軽課 10,000円 75%軽課 5,000円	

### 4 税率に関する調

税目	課税標準	税 率		納 期			
		令和4年度	令和5年度				
自動車 (課税客体)	60人超 70人以下	本則 10%重課 50%軽課 75%軽課	22,500円	同 左	5月15日～5月31日		
			24,700円				
			11,500円				
			6,000円				
		70人超 80人以下	本則 10%重課 50%軽課 75%軽課			25,500円	
						28,000円	
						13,000円	
						6,500円	
		80人超	本則 10%重課 50%軽課 75%軽課			29,000円	
						31,900円	
						14,500円	
						7,500円	
イ その他 30人以下	本則 10%重課 50%軽課 75%軽課	33,000円					
		36,300円					
		16,500円					
		8,500円					
30人超 40人以下	本則 10%重課 50%軽課 75%軽課	41,000円					
		45,100円					
		20,500円					
		10,500円					
40人超 50人以下	本則 10%重課 50%軽課 75%軽課	49,000円					
		53,900円					
		24,500円					
		12,500円					
50人超 60人以下	本則 10%重課 50%軽課 75%軽課	57,000円					
		62,700円					
		28,500円					
		14,500円					
60人超 70人以下	本則 10%重課 50%軽課 75%軽課	65,500円					
		72,000円					
		33,000円					
		16,500円					
70人超 80人以下	本則 10%重課 50%軽課 75%軽課	74,000円					
		81,400円					
		37,000円					
		18,500円					
80人超	本則 10%重課 50%軽課 75%軽課	83,000円					
		91,300円					
		41,500円					
		21,000円					
種別	5. キャンピング車、事務室車、放送宣伝車その他これらに類する特種用途車で改造前の構造がバス以外のもの (総排気量)	5. キャンピング車、事務室車、放送宣伝車その他これらに類する特種用途車で改造前の構造がバス以外のもの	同 左	5月15日～5月31日			
					1リットル以下	R1.10.1以降 初回新規登録車 50%軽課 75%軽課	20,000円
							10,000円
							5,000円
							6,000円
					自家用	R1.9.30以前 初回新規登録車 15%重課 50%軽課 75%軽課	23,600円
							27,100円
							12,000円
							6,000円
					1リットルを超え1.5リットル以下	R1.10.1以降 初回新規登録車 50%軽課 75%軽課	24,400円
							12,500円
							6,500円
7,000円							
自家用	R1.9.30以前 初回新規登録車 15%重課 50%軽課 75%軽課	27,600円					
		31,700円					
		14,000円					
		7,000円					
1.5リットルを超え2リットル以下	R1.10.1以降 初回新規登録車 50%軽課 75%軽課	28,800円					
		14,500円					
		7,500円					
		8,000円					
自家用	R1.9.30以前 初回新規登録車 15%重課 50%軽課 75%軽課	31,600円					
		36,300円					
		16,000円					
		8,000円					

## 4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期
		令和4年度	令和5年度	
自動車 (課税客体)	自家用	2リットルを超え2.5リットル以下		同 左
		R1.10.1以降		
		初回新規登録車	34,800円	
		50%軽課	17,500円	
		75%軽課	9,000円	
		R1.9.30以前		
		初回新規登録車	36,000円	
15%重課	41,400円			
50%軽課	18,000円			
75%軽課	9,000円			
自動車	自家用	2.5リットルを超え3リットル以下		同 左
		R1.10.1以降		
		初回新規登録車	40,000円	
		50%軽課	20,000円	
		75%軽課	10,000円	
		R1.9.30以前		
		初回新規登録車	40,800円	
15%重課	46,900円			
50%軽課	20,500円			
75%軽課	10,500円			
自動車	自家用	3リットルを超え3.5リットル以下		同 左
		R1.10.1以降		
		初回新規登録車	45,600円	
		50%軽課	23,000円	
		75%軽課	11,500円	
		R1.9.30以前		
		初回新規登録車	46,400円	
15%重課	53,300円			
50%軽課	23,500円			
75%軽課	12,000円			
自動車	自家用	3.5リットルを超え4リットル以下		5月15日～5月31日
		R1.10.1以降		
		初回新規登録車	52,400円	
		50%軽課	26,500円	
		75%軽課	13,500円	
		R1.9.30以前		
		初回新規登録車	53,200円	
15%重課	61,100円			
50%軽課	27,000円			
75%軽課	13,500円			
自動車	自家用	4リットルを超え4.5リットル以下		同 左
		R1.10.1以降		
		初回新規登録車	60,400円	
		50%軽課	30,500円	
		75%軽課	15,500円	
		R1.9.30以前		
		初回新規登録車	61,200円	
15%重課	70,300円			
50%軽課	31,000円			
75%軽課	15,500円			
自動車	自家用	4.5リットルを超え6リットル以下		同 左
		R1.10.1以降		
		初回新規登録車	69,600円	
		50%軽課	35,000円	
		75%軽課	17,500円	
		R1.9.30以前		
		初回新規登録車	70,400円	
15%重課	80,900円			
50%軽課	35,500円			
75%軽課	18,000円			
自動車	自家用	6リットル超		同 左
		R1.10.1以降		
		初回新規登録車	88,000円	
		50%軽課	44,000円	
		75%軽課	22,000円	
		R1.9.30以前		
		初回新規登録車	88,800円	
15%重課	102,100円			
50%軽課	44,500円			
75%軽課	22,500円			

### 4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期
		令和4年度	令和5年度	
自動車 (課税客体)	6. キャンピング車、事務室車、放送宣伝車その他これらに類する特種用途車で改造前の構造がバスのもの (構造変更前の乗車定員)	同 左		5月15日～5月31日
		30人以下		
		自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 26,400円</li> <li>10%重課 29,000円</li> <li>50%軽課 13,500円</li> <li>75%軽課 7,000円</li> </ul>	
		30人を超え40人以下		
		自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 32,800円</li> <li>10%重課 36,000円</li> <li>50%軽課 16,500円</li> <li>75%軽課 8,500円</li> </ul>	
		40人を超え50人以下		
		自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 39,200円</li> <li>10%重課 43,100円</li> <li>50%軽課 20,000円</li> <li>75%軽課 10,000円</li> </ul>	
		50人を超え60人以下		
		自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 45,600円</li> <li>10%重課 50,100円</li> <li>50%軽課 23,000円</li> <li>75%軽課 11,500円</li> </ul>	
		60人を超え70人以下		
		自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 52,400円</li> <li>10%重課 57,600円</li> <li>50%軽課 26,500円</li> <li>75%軽課 13,500円</li> </ul>	
		70人を超え80人以下		
自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 59,200円</li> <li>10%重課 65,100円</li> <li>50%軽課 30,000円</li> <li>75%軽課 15,000円</li> </ul>			
80人超				
自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 66,400円</li> <li>10%重課 73,000円</li> <li>50%軽課 33,500円</li> <li>75%軽課 17,000円</li> </ul>			
7. トラック中最大乗車定員4人以上のものは次の金額を加算する。	7. トラック中最大乗車定員4人以上のものは次の金額を加算する。			
総排気量1リットル以下	同 左			
営業用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 3,700円</li> <li>10%重課 4,100円</li> <li>50%軽課 1,800円</li> <li>75%軽課 1,000円</li> </ul>			
自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 5,200円</li> <li>10%重課 5,700円</li> <li>50%軽課 2,600円</li> <li>75%軽課 1,300円</li> </ul>			
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下	同 左			
営業用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 4,700円</li> <li>10%重課 5,200円</li> <li>50%軽課 2,300円</li> <li>75%軽課 1,200円</li> </ul>			
自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 6,300円</li> <li>10%重課 6,900円</li> <li>50%軽課 3,200円</li> <li>75%軽課 1,600円</li> </ul>			
総排気量1.5リットル超	同 左			
営業用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 6,300円</li> <li>10%重課 6,900円</li> <li>50%軽課 3,200円</li> <li>75%軽課 1,600円</li> </ul>			
自家用	<ul style="list-style-type: none"> <li>本則 8,000円</li> <li>10%重課 8,800円</li> <li>50%軽課 4,000円</li> <li>75%軽課 2,000円</li> </ul>			
<p>(注) ローター・エンジン車にあつては、この表中「総排気量」を「単室容積にローター数を乗じて得た数値に1.5を乗じて得た数値」とする。</p>				

## 4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期
		令和4年度	令和5年度	
鉱区税	鉱区の面積	1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 (1) 試掘鉱区面積100アールごとに 200円 (2) 採掘鉱区 〃 400円 2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区面積100アールごとに 200円 3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての税率は1の(1)、(2)に規定する税率の3分の2	同 左	5月1日～5月31日
資産税	大規模の償却資産のうち市町村が課税することのできる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	1.4%	同 左	第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日
自動車取得税	自動車の取得価格	2% (軽自動車を除く 家用自動車 3%) ※令和元年9月30日で廃止	廃 止	新規登録又は使用届出の時  移転があった日から15日を経過する日(その日前に登録を受けたときは登録の時)  自動車検査証又は軽自動車届出済証の記載事項の変更があった日から15日を経過する日(その日前に検査証又は届出済証の記入を受けたときは記入の時)
軽油引取税	現実の納入を伴う引取りに係る軽油の数量	1キロリットルにつき 32,100円	同 左	当月分を翌月末日
狩猟税		1. (1) 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で(2)に掲げる者以外の者 16,500円 (2) 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農林水産業に従事している者を除く)以外の者 11,000円 (3) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で(4)に掲げる者以外の者 8,200円 (4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農林水産業に従事している者を除く)以外の者 5,500円 (5) 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 2. 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 1に規定する税率の4分の1	同 左	狩猟者の登録を受ける日

## 4 税率に関する調

税目	課税標準	税率		納期
		令和4年度	令和5年度	
狩猟税		3. 1. の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録  1に規定する税率の4分の3  4. 対象鳥獣捕獲員・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録  課税免除  5. 許可捕獲者・許可捕獲等従事者に係る狩猟者の登録  1に規定する税率の2分の1	同 左	狩猟者の登録を受ける日
産業廃棄物税		1. 県内の焼却施設、最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者、中間処理業者  焼却処理 焼却施設への搬入1トンあたり800円  最終処分 最終処分場への搬入1トンあたり1,000円  2. 県内にある自己所有の焼却施設、最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者  焼却処理 焼却施設への搬入1トンあたり800円  最終処分 最終処分場への搬入1トンあたり1,000円	同 左	申告と納付の期限  1月1日～ 3月31日 4月末日 4月1日～ 6月30日 7月末日 7月1日～ 9月30日 10月末日 10月1日～12月31日 翌年1月末日